

議案第 5 7 号

専決処分の承認について《京丹後市税条例の一部改正について》

京丹後市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第5号

専決処分書

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

京丹後市長 中山 泰

記

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「法第321条の8第60項」を「法第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「法第321条の8第69項」を「法第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第

1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第18項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号及び第5号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第6号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「出来なかった」を「できなかった」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の京丹後市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第47条の6 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>第49条～第73条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</u> <u>の閲覧の手数料は、京丹</u></p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第47条の6 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 (略)</p> <p>第49条～第73条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</u><u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧の手数料は、京</p>

現行	改正案
10 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	12 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
13 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
16 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
19・20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	19・20 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略) 2～8 (略)	第10条の3 (略) 2～8 (略)
9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

現行	改正案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが<u>出来なかった理由</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条・第11条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが<u>できなかつた理由</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条・第11条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅</p>

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第57号 参考資料

令和4年4月1日施行

No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
1	(法人の市民税の申告納付) 第48条第9項・第15項	項ズレ		法第321条の8第62項 法第321条の8第71項
2	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2第1項	規定の整備	〈固定資産課税台帳の記載事項の措置〉 固定資産課税台帳に記載されている事項について閲覧に供することにより、人の生命又は身体に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で、閲覧に供することができる。	法第382条の2
3	(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3第1項	規定の整備	〈固定資産課税台帳の記載事項の措置〉 固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書の交付をすることにより、人の生命又は身体に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で、証明書の交付をすることができる。	法第382条の3
4	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2第3項から第18項	項ズレ		法附則第15条第23項 他
5	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 附則第10条の3第9項・第11項	規定の整備	〈省エネ改修特例の見直し〉 減額の対象となる改修工事について、熱損失防止改修だけでなく、太陽光発電設備や高効率給湯器等の設置工事も対象とする。	法附則第15条の9 法附則第15条の9の2
6	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 附則第12条第1項	規定の整備	〈土地に係る固定資産税の負担調整措置〉 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5% (通常 5%) とする。	法附則第18条第1項